

技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム設置要綱

〔平成30年11月16日
平成30年12月6日改訂
法務大臣決定〕

1 目的

技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）は、技能実習制度について、平成29年11月に施行された「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（以下「技能実習法」という。）によりその適正な実施等が図られているところ、第197回国会に「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案」が提出されたことを踏まえ、法務省として、出入国在留管理の観点から、技能実習法の施行状況の検討等を行い、運用上の改善を図ることを目的とする。

2 プロジェクトチームの構成

プロジェクトチームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係府省・関係機関・関係部局の職員に出席を求めることができる。

議	長	法務大臣政務官
構	成	大臣官房政策立案総括審議官
	員	大臣官房秘書課外国人施策推進室長
		大臣官房付
		大臣官房秘書課大臣秘書官事務取扱
		大臣官房秘書課大臣政務官秘書官事務取扱
		入国管理局付
		入国管理局入国在留課補佐官
		入国管理局入国在留課研修審査係長
		厚生労働省人材開発統括官付参事官（海外人材育成担当）

3 活動内容

- (1) 技能実習法の施行状況の検証等
- (2) 技能実習制度の適正な運用の在り方等についての具体的な検討

4 その他

プロジェクトチームの庶務は、関係部局の協力を得て、入国管理局総務課特別支援チームにおいて処理する。